

2019年2月22日

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課  
新開発食品保健対策室 御中

**「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 新開発食品調査部会 報告書（案）  
ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて」に係る意見**

東京都生活協同組合連合会  
専務理事 秋山 純

新たな育種技術として、いわゆる「ゲノム編集技術」を用いて品種改良された農畜水産物等が開発され、食品等として流通し得る段階を迎えており、今後この「ゲノム編集技術」によって得られた食品等が消費者の食卓に上ってくるものと思われま

す。「ゲノム編集技術」による農畜水産物は、食品衛生法上の組換えDNA技術応用食品と違い安全性の審査を受ける必要がなくなることから、今まで資本力のある大企業しか参入できなかった組換えDNA技術応用食品と違い、技術さえあれば中小企業でも簡単に参入できることとなり、多種多様な相当数の「ゲノム編集技術」を用いた新規開発が起こると考えられます。

今回の「取扱い（案）」では、当該食品に係る情報提供や一定の情報を公表する仕組み、届出の実効性などについて言及されてはおりますが、具体的な実効性が見えないことから、多数発生するであろう「ゲノム編集技術」を用いた食品に対して、食の安全安心を担保し、消費者の選択の自由を保障する観点から以下の意見を申し述べます。

**1. すべてのゲノム編集技術応用食品の届出制度の義務化と情報の公開を求めます。**

報告書（案）では、「導入遺伝子及びその一部が残存しないことに加えて、切断箇所の修復に伴い塩基の欠失、置換、自然界で起こりうるような遺伝子の欠失、さらに結果として1～数塩基の変異が挿入される結果となるものは、食品衛生法上の組換えDNA技術応用食品に該当せず」、「組換えDNA技術応用食品とは異なる扱いとすると整理することは妥当であること。」とし、情報の提供を求めることや、一定の情報を公表する仕組み、届出の実効性などについて言及されています。

しかし、開発者等に対して必要な情報を求める仕組みとしては、任意ではなく義務化しなければ届出の実効性が十分に確保できません。また、ゲノム編集技術応用食品に係る情報・データの蓄積は社会的に重要であり、消費者の不安に 대응するという観点からも情報の届出制度を義務化するとともに、情報の公開についても規定すべきです。届出概要を精査し、消費者が理解でき、監視機能が働く仕組みを整えてください。

また、食品の多くを輸入している我が国において、海外からの情報の届出をどう担保させるのか、また国として輸入を認めるのかなどについても明らかにするよう求めます。

**2. 消費者の様々な不安や疑問に答えるようリスクコミュニケーションの徹底を求めます。**

新しい技術であるゲノム編集技術を応用した食品の安全性に不安を抱いている消費者は少なくあ

りません。新しい技術が普段の食卓に影響する可能性があり、消費者への理解を得るためには、しっかり時間をかけながら様々な意見や疑問に丁寧に応え、より慎重に検討していく必要があります。組換えDNAや従来育種との違いはもちろんのこと、なぜ、ゲノム編集技術応用食品の開発が必要かなど、消費者の理解促進につながるようなリスクコミュニケーションを徹底してください。また、消費者だけでなく、開発者や事業者を含めた国民全体へゲノム編集技術を応用した食品についてわかりやすく周知し、多くの国民が理解と納得できる環境づくりが必要です。

### **3. 消費者庁など関係省庁と連携して消費者の選択に資する表示を行うよう求めます。**

ゲノム編集技術応用食品が流通し市場に出た場合、「ゲノム編集技術応用食品」という表示がなければ消費者の食品選択の自由が保障されません。導入遺伝子及びその一部が残存しないものは安全性審査を行わないということであれば尚更、該当する食品にわかりやすい表示が必要です。取扱い事業者が責任を持って、生産・流通の管理を徹底し表示するなど、消費者が正しく選択できるよう、社会的な理解と仕組みづくりを進めることが必要です。また、表示するためには、開発者等による情報の届出制度の義務化が不可欠となります。表示の検討に際しては、厚生労働省と消費者庁をはじめ関係省庁が連携し、消費者の意見を反映しながら消費者の商品選択に資する仕組みを作るよう求めます。

以上